平成２８年（フ）第２７５号
横浜市神奈川区三ツ沢中町27番31号　メゾンひまわり101号
債務者　七條　敬子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２号
東京都八王子市横川町10番地小山ビル301号
債務者　小林　由雅（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２号
長崎県雲仙市南串山町丙10538番地１
債務者　森谷　祐一
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後２時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第５３８９号
大阪府寝屋川市香里南之町１番１号（301号）
債務者　小仲健太郎
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６２号
大阪府池田市畑２丁目６番５―105号
債務者　山本　　隆
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３３号
大阪府茨木市沢良宜東町14番37号　ヒジリマンションＡ棟　301号
債務者　福田　康治
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４２号
大阪府池田市畑３丁目16番22号
債務者　豊崎　喜隆
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８８号
大阪市港区築港２丁目２番20号
債務者　岩下　英長
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９８号
大阪市城東区古市３丁目４番11号　セレノナカザワ503
債務者　角江　達也
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８３０号
大阪府守口市本町１丁目５番８―901号
債務者　岡本　郁夫
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３号
栃木県足利市大久保町1008番地
債務者　石田　桃子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第５８３号
静岡市清水区長崎364番地の１　ビューラー長崎107
債務者　太田　弥幸
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９号
静岡市駿河区用宗３丁目３番21号　ハイムビーチⅡ　102号、旧住所静岡市駿河区用宗２丁目25番８号
債務者　森　　洋幸
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１号
横浜市戸塚区原宿２丁目35番32―103号
債務者　高橋　裕次
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２号
横浜市戸塚区原宿２丁目35番32―103号
債務者　高橋　依子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部